

岐阜市福介号外
平成27年7月6日

指定通所介護事業所 管理者 様
指定認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

岐阜市介護保険課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

日頃は、本市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。
みだしの件につき、「通所介護事業所の設備」を利用した宿泊サービスの提供（以下「お泊まりデイサービス」という。）についての人員、設備及び運営に関する指針が厚生労働省より発出されておりますので、当該事業を実施する事業所につきましては同指針に沿った事業運営に努めるようお願いします。

なお、指定介護事業所等の運営基準に係る市条例の規定をふまえ、同指針中以下の表の「第1欄」の事項は「第2欄」の事項に読み替えたうえで遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

指針上の項目	第1欄	第2欄
第4 運営に関する指針 10 運営規程	⑨ その他運営に関する重要事項	⑨ <u>苦情に対応するために講ずる措置に関する事項</u> ⑩ その他運営に関する重要事項
15 掲示	宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	<u>(1) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</u> <u>(2) 宿泊サービス事業者は、前項に定めるもののほか、インターネット</u>

		<u>を利用して同項に規定する重要事項を閲覧に供するよう努めなければならない。</u>
2 2 記録の整備	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間</u> 保存すること。	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存すること。

※ なお、本指針への適合の有無にかかわらず、お泊りデイサービスを実施する指定通所介護事業所等は岐阜市への事前（平成 27 年 4 月 1 日現在、既に実施中の事業所については平成 27 年 9 月 30 日まで）の届出が必要ですのでご留意願います。

※ 岐阜市のホームページに指針及び届出様式が掲載されております。

岐阜市ホームページ→組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→各種様式

岐阜市役所 福祉部介護保険課
担当 支援係
〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地
TEL 058-214-2093 (ダイヤルイン)
FAX 058-267-6015